

令和 7 年 1 0 月 2 3 日

瑞浪市廃棄物減量等推進審議会

瑞浪市不燃物最終処分場の運営について

1. 瑞浪市不燃物最終処分場の現状

本市においては、一般廃棄物の埋立処理を行うため、平成 16 年から現行の瑞浪市不燃物最終処分場（以下「処分場」という。）を運営しており、21 年が経過しています。

処分場についての令和 2 年度から令和 6 年度の運営状況は、下表のとおりとなっており、埋立容量に係る残余率は、令和 6 年度末時点で約 45.1%となっています。

瑞浪市不燃物最終処分場の運営状況

項目	単位	実績値				
		R2	R3	R4	R5	R6
最終処分場搬入量(A)	トン	2,291	1,368	1,591	1,495	1,105
うち事業持込	量	1,179	626	381	321	301
	割合	51.46	45.76	23.95	21.47	27.24
覆土量(B)	トン	627	586	590	526	522
最終処分量(A)+(B)	トン	2,918	1,954	2,181	2,021	1,627
計画埋立容量(純埋立容量)(C)	m ³	44,837	44,837	44,837	44,837	44,837
既埋立容量(累積)(D)	m ³	19,242	20,455	22,529	24,266	24,621
埋立率(D)/(C)⋯(E)	%	42.92	45.62	50.25	54.12	54.91
残余容量(累積)(C)-(D)	m ³	25,595	24,382	22,308	20,571	20,216
残余率 100-(E)	%	57.08	54.38	49.75	45.88	45.09

※トン未満は切捨て

処分場の搬入量における事業持込の割合が、令和 2 年度は 5 割以上であったこともあり、市では陶磁器業界の理解と協力を得て、令和 3 年度から総量規制（1 トン以上の持込実績がある事業者に対し、実績の平均量に対し 70% から 40% の持込量に制限）を実施しました。これにより、令和 3 年度以降は事業持込の割合が約 2 割程度に減少しています。

しかし、令和 6 年度実績の埋立量で埋立処理を継続した場合、埋立可能な年数は約 15 年（令和 22 年度まで）と推定されることから、処分場の延命対策は急務となっています。

2. 処分場の今後の運営方針について

本市としては、処分場における一般家庭からの不燃ごみの受入容量の優先的な確保及び延命化の観点から、今後、民間事業者を活用し、一部外部委託による不燃ごみの処理を検討していくこととしています。

また、埋立処理量のさらなる抑制のため、陶磁器ごみを含む産業廃棄物の受入抑制の強化についても検討を行っているところです。

しかし、陶磁器ごみの受入抑制の強化は、排出事業者におけるごみ処理に係る負担の増加につながることから、排出事業者の理解と協力が不可欠となります。陶磁器業界に対しては、市の方針について説明を行ったものの合意には至っていないため、今後、調整を行っていく必要があります。